

多頭飼養届出制度について

令和3年7月1日から多数の犬又は猫を飼養する方の届出が義務づけられます。

制度の目的

- 多頭飼養の実態を把握し、適正飼養について助言又は指導を行うことにより、多頭飼養に起因する動物愛護管理上の問題発生の未然防止を図ります。

多頭飼養の届出

- 飼養施設において飼養する犬及び猫（いずれも生後90日以下のものを除く。以下同じ。）の合計数が10頭以上となった日から30日以内に知事（保健所）への届出が必要です。
- 届出の適用除外規定に該当する場合は、届出不要です。

届出事項

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （2）飼養施設の所在地
 - （3）飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数
 - （4）飼養施設の構造
 - （5）飼養の方法 ※
- ※ 雌雄の分離、廃棄物等の処理方法

届出の適用除外

- （1）第一種動物取扱業の登録に係る飼養施設において飼養する場合
- （2）第二種動物取扱業の届出に係る飼養施設において飼養する場合
- （3）学校教育法に基づく教育施設において飼養する場合
- （4）獣医療法に基づく診療施設において飼養する場合
- （5）身体障害者補助犬法に基づく訓練事業者が盲導犬等の育成のため飼養する場合
- （6）試験研究又は生物学的製剤の製造のために飼養する場合
- （7）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合（他法令に基づき公務員が飼養する場合）

経過措置

令和3年7月1日時点で飼養する犬及び猫の合計数が10頭以上である場合は、7月1日から30日以内の届出が必要です。

多頭飼養の届出事項の変更の届出

- 多頭飼養の届出事項（飼養施設の所在地を除く。）に変更があった日から30日以内に知事（保健所）への届出が必要です。
- 軽微な変更該当する場合は、届出不要です。

軽微な変更

- （1）飼養する犬及び猫の合計数の減少
- （2）飼養する犬及び猫の合計数の30%未満の増加
- （3）飼養する犬又は猫の不妊手術若しくは去勢手術の実施数

多頭飼養の廃止等の届出

- ・飼養施設における飼養を廃止したとき、又は飼養する犬及び猫の合計数が10頭未満となったとき（※）は、速やかに知事（保健所）への届出が必要です。
- ※ 飼養する犬及び猫の合計数が一時的に10頭未満となった場合は、届出不要です。

届出者に対する助言・指導

- ・知事（保健所）は、犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は生活環境の保全を図るために、多頭飼養の届出者に対し、飼養施設の構造や飼養の方法に関し必要な助言又は指導を行うことができます。

罰則

次のいずれかの事項に該当する場合は、5万円以下の過料に処せられます。

- ・多頭飼養の届出若しくはその変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・多頭飼養の廃止等の届出をする場合において虚偽の届出をした者

届出に関する相談先及び届出書の提出先

保健所	所在地・連絡先	管轄	保健所	所在地・連絡先	管轄
岐阜保健所	各務原市那加不動丘1-1 岐阜県健康科学センター 058-380-3003	羽島市 各務原市 羽島郡	可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井 大脇2610-1 可茂総合庁舎 0574-25-3111	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡
本巣・山県センター	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館(6階) 058-213-7268	瑞穂市 山県市 本巣市 本巣郡	東濃保健所	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 0572-23-1111	多治見市 瑞浪市 土岐市
西濃保健所	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 0584-73-1111	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	恵那保健所	恵那市長島町正家字後田 1067-71 恵那総合庁舎 0573-26-1111	中津川市 恵那市
揖斐センター	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 0585-23-1111	揖斐郡	飛騨保健所	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 0577-33-1111	高山市 飛騨市 大野郡
関保健所	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 0575-33-4011	関市 美濃市	下呂センター	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 0576-52-3111	下呂市
郡上センター	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 0575-67-1111	郡上市	岐阜市保健所	岐阜市都通2-19 058-252-7195	岐阜市